

附属機関等の概要

(平成20年4月1日現在)

担当部課名	建設部まちづくり局都市計画課	内線	29-814
-------	----------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道開発審査会														
「附属機関」、「委員会等」の別	附属機関														
設置年月日	昭和44年12月22日														
設置根拠	都市計画法第78条 北海道開発審査会条例														
設置目的	<p>< 目的 ></p> <p>都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属することとされた事項を行うため開発審査会を置く。</p> <p>< 所掌・協議事項 ></p> <p>開発審査会の業務内容</p> <p>(1) 開発許可処分についての審査請求に対する裁決</p> <p>(2) 市街化調整区域に係る開発行為で、都市計画法第34条第14号の規定により、計画的な市街化を図るうえに支障がないと認められるもの又はやむを得ないものとして知事が許可しようとする場合についての議決</p> <p>(3) 市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域における建築行為又は第一種特定工作物の建設で、政令第36条第1項第3号ホの規定により、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、やむを得ないものとして知事が許可しようとする場合についての議決</p> <p>(4) その他開発審査会の権限に属する事項</p> <p>開発行為の許可等の処分に係る審査請求に対する裁決及び都市計画法によりその権限に属することとされた事項を行う。</p>														
委員構成	<p>1 委員数 7名</p> <p>(うち女性委員) 2名</p> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由()</p> <p>2 部会等の設置状況 該当なし</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			名称	委員数(うち女性委員)										
名称	委員数(うち女性委員)														
会議の公開状況	<p>公開・一部公開・非公開・未決定の別 非公開</p> <p>公開できない理由(一部公開・非公開の場合)</p> <p>北海道開発審査会の会議は、原則として公開しないものとする。ただし、会議の内容が次に掲げるものであるときはこの限りでない。</p> <p>1 行政不服審査の口頭審理に係るもの</p> <p>2 許可等の審査又は行政不服審査に係るもの以外のものであって、公開することが公正な審議の妨げにならないと認められるもの</p> <p>(理由: 公開することによって、個人や法人の権利利益が侵害される場合があることや、情報公開条例第26条の「許可、認可等の審査」に該当し、会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれるおそれがあるため)</p>														